

裁 決 書

審査請求人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

処分庁

荒尾市長

上記審査請求人が令和6年4月5日付けで行った行政文書部分開示決定（以下「原処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

原処分の対象となった行政文書のうち、別紙「不開示部分及びその理由」に掲げる不開示部分について、同紙に記載の個別具体的理由により不開示とした理由を補充の上、これを維持するものとして、審査請求人の請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和6年1月31日付けで、処分庁に対し、荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、「令和4年3月11日付け荒総合第294号の4の行政文書部分開示決定通知書で開示した行政文書」について開示請求を行った。
- 2 処分庁は、上記1の開示請求に対し、本件行政文書の一部について、「開示することにより、当該法人の権利及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、荒尾市情報公開条例第7条第3号アに該当する」との理由により不開示とする部分開示決定（原処分）を行い、令和6年2月14日付け荒スマ第33号の2で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、原処分を不服として、令和6年4月5日付けで審査請求書を提出し、審査庁はこれを受理した。
- 4 審査庁は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和6年9月18日付け荒総務第435号により荒尾市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。
- 5 審査会は、令和7年5月9日付け答申第1号により、審査庁に対し答申した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

原処分における不開示部分については、法人の正当な利益を害するおそれがあるとする具体的立証や理由付記が不十分である。原処分を取り消し、本件行政文書の全部を開示すべきである。

2 処分庁の主張

原処分における不開示部分は、事業者の専門的なノウハウを活用した成果物であり、複数の要素が関連し合うことで算出されたもので、個別に理由を記載することは困難である。開示することによって、当該法人の権利及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当するものとして、部分的に不開示とする適正な判断を行った。

理 由

1 本件処分の妥当性について

審査請求人は、本件行政文書の全部の開示を求めている。しかし、原処分において不開示とされた部分を検討したところ、当該部分は事業者の有する専門的な技術や知識に基づくノウハウ等、事業活動に関する情報であり、これを開示した場合、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められる。したがって、当該部分を不開示とすること自体は、条例第7条第3号アに該当するものとして、妥当である。

2 原処分の理由付記について

原処分においては、不開示情報の性質として法人のノウハウを含む情報である旨が示されており、上記1のとおり処分庁の判断の趣旨自体は認めることができる。しかしながら、審査会は、答申において、原処分の不開示理由の記載について、法人のノウハウを含む情報であると判断した具体的な理由が十分に示されていない旨を指摘している。この点について検討すると、原処分における理由の記載は簡潔にとどまるものであり、より具体的な説明を付すことが望ましい面があったことは否定できない。

そこで、本裁判においては、原処分の判断の趣旨を明確にするため、別紙「不開示部分及びその理由」において、不開示とする個別具体的理由を補充することとする。

なお、これは原処分における不開示判断の内容を変更するものではなく、当該判断の理由を補充して明確にするものである。

3 結論

以上のとおり、原処分における不開示判断は条例の規定に照らして妥当であり、本裁決においてその理由を補充の上、原処分を維持することが相当である。よって、行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和8年3月9日

審査庁

荒尾市長 浅田 敏彦